

地方独立行政法人大阪市博物館機構施設整備
(施設整備相談・設計・監理) 業務
委託指定登録事業者募集 (公募型プロポーザル) 評価要領

I. 評価要領の位置付け

本要領は、地方独立行政法人大阪市博物館機構施設整備 (施設整備相談・設計・監理) 業務委託指定登録事業者募集要項 (公募型プロポーザル) (以下「募集要項」という。) に基づき、評価点の算出方法及び指定登録事業者の選定方法を示すものである。

II. 評価の手順及び指定登録事業者の選定

1. 参加資格審査

提出された参加申請書類をもとに、事務局で参加資格審査を実施する。

2. 提出書類による一次審査

- (1) 参加資格審査の結果、資格適合者が3者を超える場合は、事務局で資格適合者の客観評価による一次審査を実施し、客観評価点の合計の上位3者までを選定する。
- (2) 客観評価は、本要領「Ⅲ. 1. (1)」による評価項目の(A)事業者の評価とする。
- (3) 一次審査の評価点合計は下記のとおりとする。

評価項目	評価配点
客観評価(事業者の評価)	24点

- (4) 3者以下の場合は、一次審査を行わず直ちに二次審査を行う。

3. 二次審査

- (1) 「地方独立行政法人大阪市博物館機構施設整備 (施設整備相談・設計・監理) 業務委託指定登録事業者募集(公募型プロポーザル) 審査委員会」(以下「審査委員会」という。) が、客観評価、事業実施方針・技術提案書評価、価格評価を行い、評価点合計が最も高いものを指定登録候補者を選定する。
- (2) 客観評価は、本要領「Ⅲ. 1. (1)」による評価項目の(A)事業者の評価及び(B)配置予定技術者の評価とする。
- (3) 事業実施方針及び技術提案書評価は、提案者の名前を伏した事業実施方針及び技術提案書を本要領に基づいて審査委員会が評価する。
- (4) 審査委員会に先立って、本要領「Ⅲ. 2」により評価する事業実施方針及び技術提案書については、事務局で提案者番号を付した後、添付資料を添えて各委員へ事前に配布する。この際、本要領「Ⅲ. 1. (1)」による評価項目の(B)配置予定技術者

の評価の資料、及び本要領「Ⅲ. 3」による価格評価の資料も提案者名を伏した上で添付する。

(5) 二次審査の評価点合計は下記のとおりとする。

評価項目	評価配点	備考
客観評価	89 点	事業者の評価及び配置予定技術者の評価
事業実施方針・技術提案書評価	300 点	100 点×委員 3 名
価格評価	150 点	
合計	539 点	

(6) 最低基準点は合計 323 点(60%)とし、最高得点の参加者を指定登録予定者として選定する。

(7) 合計点が最も高い参加者が 2 参加者以上同点の場合の対応

①事業実施方針・技術提案書評価の点価格と評価の点異なる場合

事業実施方針・技術提案書評価の点が高い参加者を指定登録予定者とする。

②事業実施方針・技術提案書評価の点と価格評価の点と同じ場合、事業実施方針の点が高い参加者を指定登録予定者とする。

③事業実施方針・技術提案書評価の点と価格評価の点と同じで、事業実施方針の点も同じ場合

業務実施価格提案者に記載された提案価格が低い参加者を指定登録予定者とする。

(8) 提案内容を審査した結果、全ての参加者が最低基準点（310 点）に達しない場合の対応

①事業実施方針・技術提案書評価の点が一定（210 点）以上の参加者が 1 社の場合参加者を指定登録予定者とする。

②事業実施方針・技術提案書評価の点が一定（210 点）以上の参加者が複数の場合事業実施方針・技術提案書評価の点が最も高い参加者を指定登録予定者とする。

(9) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

①参加資格を有しない参加者が提案を行うこと。

②同一参加者が複数の提案を行うこと。

③審査委員会の委員に対して、選定結果の公表までの間、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

- ④他の参加者と事業実施方針又は技術提案書の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ⑤事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して技術提案の内容を意図的に開示すること。
- ⑥事業実施方針又は技術提案書に虚偽の記載を行うこと
- ⑦その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- ⑧提出された各書類が次のいずれかに該当する場合
 - ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - イ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
 - ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - エ) 事業実施方針・技術提案書に参加者名又は参加者名が特定される表現を記入した場合

(10) 選定結果の通知及び公表

すべての参加者に対し、令和3年3月下旬に選定結果を通知するとともに、機構ホームページに掲載する。

III. 評価方法

1. 客観評価

(1) 評価項目、判断基準及び配点

客観評価における評価項目、判断基準及び配点は以下のとおりとする。

評価項目		判断基準		配点	
(A) 事業者の 評価	①有資格者数	有資格者数を評価する		4	
	②業務実績	実績の種類、件数について評価する		20	
	(A) 合計			24	
(B) 配置予定 技術者の 評価	①配置予定 技術者の資格	担当分野につ いて、配置予定技 術者が有している資 格の内容により評 価する	配置予定管理技術者	5	
			配置予定 技術者	建築	5
				電気設備	3.5
				機械設備	3.5
			小 計		
	②各配置予定 技術者の業務 実績	業務実績につ いて、内容及び担当 区分により評価す る	配置予定管理技術者	12	
			各配置予 定技術者	建築	12
				電気設備	12
				機械設備	12
			小 計		
(B) 合計			65		
(A) 及び (B) 総 計				89	

(2) 参加者の評価基準

参加者に所属する有資格者数並びに実績について評価を行う。

① 有資格者数【4.0点】(様式5-1)

有資格者数の評価は下記による。

有資格者数(人)	～20	21～60	61～
評価点	0.5	2.0	4.0

※有資格者数は、様式5-1の資格者数とする。

② 参加者の業務実績【20.0点】(様式5-2)

平成22年4月1日以降に履行した新築、増築、改修における設計業務に関する実績5件について、1件当たり基本配点4点として、下記の工事区分、規模、担当範囲による係数を乗じた合計点数により評価する。なお、小数点未満は四捨五入する。

1) 基礎配点

基礎配点	4.0(最大5件)
------	-----------

2) 工事区分

工事区分	改修工事	新築、増築工事
係数	1.0	0.8

3) 規模

延べ面積(m ²)	10,000 m ² 以上	2,100 m ² 以上 10,000 m ² 未満	500 m ² 以上 2,100 m ² 未満	500 m ² 未満
係数	1.0	0.8	0.6	0.3

4) 用途

用途	博物館・美術館 サーバーセンター、 情報センター等セキュリティを扱う建物	ホール・スポーツセンター等 集客施設 テナントビル	左記以外の国・ 地方自治体の建物	その他の建物
係数	1.0	0.8	0.6	0.3

5) 評価点合計

評価点合計	最大20.0(最大4.0×5件)
-------	------------------

(3) 配置予定管理技術者・各配置予定技術者の評価基準【様式 7-1~7-4】

配置予定管理技術者・各配置予定技術者の有する資格及び実績について評価を行う。

① 各配置予定技術者の資格【最大 17.0 点 (5 点×2 人+3.5 点×2 人)】

配置予定管理技術者・各配置予定技術者の有する資格について、下表の資格評価表により評価する。

	評価する資格	評価点
配置管理 予定 技術者 各配置予 定技術者	一級建築士	1.0
	構造設計一級建築士	1.0
	設備設計一級建築士	1.0
	建築設備士	1.0
	施工管理技士	0.5
	建築積算士	0.5

② 各配置予定技術者の実績【最大 48.0 点】

平成 22 年 4 月 1 日以降に履行した新築、増築、改修における設計業務に関する実績 3 件について、1 件当たり基本配点 4 点として、下記の業務内容、担当区分による係数を乗じた合計点数により評価する。なお、小数点未満は四捨五入する。

1) 基礎配点

基礎配点	4.0(最大 3 件)
------	-------------

2) 担当区分

担当区分	管理技術者又はこれに準ずる立場	主任担当者又はこれに準ずる立場	担当者又はこれに準ずる立場
管理技術者	1.0	0.8	0.5
担当者	1.0	1.0	0.8

3) 工事区分

工事区分	改修工事	新築、増築工事
係数	1.0	0.8

4) 規模

延べ面積	10,000 m ² 以上	2,100 m ² 以上 10,000 m ² 未満	500 m ² 以上 2,100 m ² 未満	500 m ² 未満
係数	1.0	0.8	0.6	0.3

5) 用途

用途	博物館・美術館 サーバーセンター、情報センター等セキュリティを扱う建物	ホール・スポーツセンター等集客施設 テナントビル	左記以外の国・地方自治体の建物	その他の建物
係数	1.0	0.8	0.6	0.3

6) 評価点合計

評価点合計	最大 48(最大 4.0×3 件×4 人)
-------	-----------------------

2. 事業実施方針・技術提案書評価

事業実施方針・技術提案書評価における評価項目、評価基準及び配点の詳細は以下のとおりとする。

① 事業実施方針【144 点 (48 点×3 人)】(様式 8-1, 8-2)

評価項目		評価基準	配点
本事業を行うにあたっての基本的な方針	1) 事業に取り組む姿勢や機構を支援する体制について	取り組み意欲の高さや積極性	8
		発注者を支援する姿勢、事業への工夫、配慮	8
	2) 事業担当者のチームの特徴や適性について	事業担当者の技術力の高さ	8
		チームの本事業への適正さ	8
	3) 事業に取り組むにあたって、特に配慮する事項について	事業内容や課題などの理解度	8
		総合的見地から見た考え方の的確性	8
事業実施方針に対する委員 1 人当たりの持ち点			48

② 事業実施方針減点対象 (各項目につき 5 点減点)

- ア) 文字が 10 ポイント未満。
- イ) 各項目が 18 行を超える。

り) 1行の文字数が45字を超える。

③技術提案書【96点(32点×3人)】(様式9-1)

3. 評価項目	評価基準		配点
【テーマ1】 運営中の博物館改修工事において考慮すべき安全対策や事故防止策に関する工事手法の考え方について	改修工事において、来場客に対する安全対策、作業導線分離に関する提案、事故防止に対する具体的な提案。また、工事中の火災対策の提案等改修工事实施にあたり、これまでに蓄積したノウハウに基づく工夫や手法。	具体性	8
		実現性	8
【テーマ2】 博物館の既施設整備において、LCCや維持管理を意識した設計について	築年数の経過した老朽化施設の改修工事において、工事費用だけでなくLCCや維持管理など、これまでに蓄積したノウハウに基づく工夫。	具体性	8
		実現性	8
技術提案書(テーマ1・2)に対する委員1人当たりの持ち点			32

③ 技術提案書【60点(20点×3人)】(様式9-2)

評価項目	評価基準		配点
【テーマ3】 テーマ1.2に記載されている提案以外に特記すべき技術提案について	提案について美術館・博物館の改修工事での的確な提案であるか。	的確性	10
	提案について美術館・博物館の改修工事での実現性はあるか。	実現性	10
技術提案書(テーマ1・2)に対する委員1人当たりの持ち点			20

④技術提案書減点対象(各項目につき5点減点)

- ア) 文字が10ポイント未満。
- イ) 各項目が18行を超える。
- ウ) 1行の文字数が45字を超える。

3. 価格評価【150点】(様式10)

提出された業務実施価格提案書に記載された提案価格について、次の表により評価点を算出する。

(提案価格/積算価格)×100%	60%未満	60%以上 80%未満	80%以上 100%未満	100%以上 110%未満	110%以上
加点	60点	150点	100点	60点	30点